

第 3 編

基 本 計 画

後期計画の重点施策

基本目標 1 協働

施策 1-1 町民とともにまちづくりを進めます。

- まちづくりへの町民参画の場をつくり、協働によるまちづくりを進めます。
- 町民の自発的な活動支援と男女共同参画を推進します。
- 町内会など地域コミュニティの形成を支援します。

施策 1-2 人口減少に対応したまちづくりを進めます。

- 人口減少問題など町民との確かな情報共有を図り、まちづくりへの理解・関心を高めます。
- 効率的な行政運営を進め、健全な財政運営を進めます。
- 民間賃貸住宅整備支援や持ち家住宅促進など移住定住施策に取り組みます。

基本目標 2 保健福祉

施策 2-1 誰もが安心できる生活環境を充実させます。

- 出産、子育て、高齢期など全ての世代での支援体制の充実を図ります。
- 誰もが健康で生きがいをもって暮らせる地域を目指します。
- 暮らしづらさを解消し、町民が暮らしつづけることができる環境を目指します。

施策 2-2 地域の支え合いと保健・医療・福祉拠点を充実させます。

- 地域の支え合い体制づくりの支援を図ります。
- 地域医療を確保するため民間医療機関と連携を図ります。
- 医療や介護、障がいなど関係機関との連携を深め、地域包括ケアシステムを確立します。

基本目標 3 教育・文化

施策 3-1 将来のまちづくりの担い手となる子どもを育てます。

- 町民が一体となって、地域の子どもの教育振興に取り組めます。
- 子どもの学びの機会の確保を図ります。

施策 3-2 健康でこころ豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

- 生涯学習と芸術文化・スポーツ活動の促進を図ります。
- 文化の伝承による郷土愛の増進を図ります。

基本目標 4 産業

施策 4－1 地域産業の活性化により、多様な雇用を創出します。

- 6次産業化による農畜産物の高付加価値化を図ります。
- 商店街・駅前周辺の活性化を図り、中心市街地の賑わいを取り戻します。
- 自然やリゾート地の特徴を活かした観光振興により、人を呼び込みます。

施策 4－2 地域の強みを活かした産業の振興を図ります。

- 農林業の担い手の育成を図ります。
- 特産品のそばを活かした観光振興を推し進めます。

基本目標 5 生活環境

施策 5－1 住み続けたい生活環境の整備を進めます。

- 鉄道・バスなど交通機関の維持確保を図ります。
- 高速道路追加インターチェンジ整備要望と関係機関の協議を進めます。
- 生活環境の維持改善を図るため、水洗化推進と空き地・空き家対策の取り組みを進めます。
- コンパクトで機能的な市街地形成を目指します。

施策 5－2 地域防災力の向上を図ります。

- 自助共助の推進のため、自主防災活動の推進と町内会との災害時避難行動要支援者名簿の情報共有の取り組みを進めます。
- 消防団入団促進と救急体制の充実を図ります。
- 防災拠点となる役場庁舎の改築を進めます。

施策の体系

基本目標	施策の体系	
第1部 「町民が輝くパートナーシップによる活力あるまちづくり」 （協働）	第1章 町民組織・協働	
	第2章 都市間交流	
	第3章 男女共同参画	
	第4章 広報・広聴	
	第5章 行財政	第1節 行政サービスの向上 第2節 健全な財政運営
	第6章 移住定住の推進、関係人口の創出	
第2部 「共に暮らす輪の中で誰もが安心して暮らせる支え合いの社会づくり」 （保健福祉）	第1章 社会福祉	第1節 子育て支援 第2節 地域福祉・その他の福祉 第3節 障がい福祉 第4節 高齢者福祉
	第2章 保健・医療の充実	第1節 健康づくり 第2節 医療対策 第3節 医療費助成
第3部 「地域とつながり郷土が育む心豊かな人づくり」 （教育・文化）	第1章 学校教育	
	第2章 社会教育・芸術文化・文化財	第1節 青少年成人教育・芸術文化・文化財 第2節 図書館、陶芸 第3節 スポーツ
第4部 「町民が安心して生き活きと働ける賑わいのある産業づくり」 （産業）	第1章 農業	第1節 力強い担い手育成と経営支援 第2節 農地の流動化と利用集積 第3節 農業生産性の向上と基盤整備
	第2章 林業	
	第3章 商工業	
	第4章 観光	

基本目標	施策の体系	
第5部 「豊かな自然と快適な生活を送れる安らぎのある地域づくり」 (生活環境)	第1章 効率的な土地利用の推進	第1節 町有地利用の推進 第2節 都市計画・用途区域
	第2章 道路網の整備・河川対策	第1節 道路・河川 第2節 交通機関
	第3章 上下水道の整備	
	第4章 快適な住環境等の整備	第1節 住宅 第2節 情報通信 第3節 公園緑地
	第5章 廃棄物の適正処理	第1節 じん芥処理・し尿処理 第2節 水洗化の推進
	第6章 消費者対策	
	第7章 環境の保全と地域資源の活用推進	第1節 未利用資源活用 第2節 環境保全・公害対策
	第8章 消防・救急の充実	
	第9章 防災	
	第10章 防犯対策と交通安全の推進	

第 1 部

町民が輝くパートナーシップによる
活力あるまちづくり

第1章 町民組織・協働

■現況

町内会は、地域コミュニティを形成する活動単位として、災害時の対応や地域での見守りや支え合いなど重要な役割を担っています。このため、活動の充実に向け町内会への運営交付金や研修費用を支援しているほか、安心して公益活動ができるよう町民活動総合補償制度を制定しています。平成29年度からは、連合町内会の事務局が独立し、さらなる自主的な活動の促進が期待されます。

また、町民自ら創造し個性的なふるさとづくりを推進するため夢基金事業を実施しています。

町内の環境美化活動として花いっぱい運動推進委員会を設置し、花壇の造成やフラワーマスター（花のまちづくりリーダー）による園芸講座を開催するなどの活動を進めています。

町づくり推進協議会では町民とともに取り組むまちづくりを推進するため、町内の主要団体等の関係者と一般公募による委員で、町総合計画に基づいた各分野の施策・事業に町民の意見を反映しながら重要課題の認識の共有を図っています。

■課題

町内会では、単身世帯の増加や価値観の多様化などに伴い、地域住民相互の連帯感が希薄化するとともに、加入率の低下や会員の高齢化による役員の担い手不足により、活動に支障をきたす町内会の増加が予想されます。また、夢基金などを活用し、町民の自発的な活動を支援する体制の充実が求められます。

町民意見のさらなる反映と町の重要課題の認識共有を図るため、様々な手法でまちづくりへの町民参画の場をつくる必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民、町内会
意 図	・安心して暮らせる住みよいまちづくりと地域活動の活性化のため、自主的な活動を支援する。 ・町民が自主的にまちづくりに参加できる体制をつくる。
結 果	・町民が主体となったまちづくりが進む。

■主要施策

- 1 町内会活動の活性化を図り、町内会加入を促進します。
- 2 町民憲章の基本理念の実践と新生活運動の実践を推進します。
- 3 夢基金の積極的な活用を推進します。
- 4 町民との協働により花いっぱい運動を推進します。
- 5 各種委員における公募委員の拡大や町民主体による各種行事への支援を図り、協働によるまちづくりを推進します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町内会加入率	町内会加入世帯数÷総世帯数	71.8% (令和元年度)	75.7% (令和7年度)
夢基金利用数	直近5年間の利用数	5件 (平成27年度～ 令和元年度)	5件 (令和3年度～ 令和7年度)
地域社会活動を実施している町民の割合	まちづくりアンケート結果	55.3% (令和2年度)	60.3% (令和7年度)

第2章 都市間交流

■現況

本町の開拓の祖、村山和十郎翁の出身地である山形県東根市と友好都市提携を結んでから令和元年度で25周年を迎えました。この間、災害相互協定締結、行政や町議会の相互交流を行っているほか、本町には友好協会が組織され、東根市民が来町された際に交流事業を実施しています。近年は東根市のグルメフェスタにおいて、本町地場産品を販売し、民間交流を推進しています。

令和元年度には、東根市との友好都市提携25周年と本町開拓120周年の記念事業として、町民訪問団を東根市に派遣し交流を深めるとともに、交流の歴史パネル展示を相互で開催しました。

■課題

友好都市の山形県東根市との交流について、相互交流の必要性は東根市と共有していますが、行政同士の交流が主となっており、町民主体の交流に広がっていない状況にあります。また、姉妹町である宮崎県五ヶ瀬町との交流においても、平成30年度に訪問事業を計画しましたが応募者がおらず事業未実施となるなど、町民主体の交流に広がっていない状況にあります。

国際交流については、交流のきっかけづくりができずに困難な状況にあります。

■施策の方針

対 象	・全町民、町内事業者等
意 図	・姉妹町や友好都市との各種交流の取り組みを進める。
結 果	・子どもたちの郷土愛の増進と国際的な視野を持った人材の育成を目指す。

■主要施策

- 1 民間による交流を推進します。
 - (1) 互いの歴史や文化に触れることで、子どもたちの郷土愛を育てるため、青少年使節団交流を進めます。
 - (2) 事業者同士による民間交流のきっかけづくりに取り組みます。
 - (3) 国際的な視野を持った人材を育成するため、国際交流の取り組みを検討します。
- 2 行政間相互の交流を推進します。

幅広い視野をもった人材を育成するため、人事交流を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
民間交流事業回数	姉妹町・友好都市との民間交流事業の実施回数	2 回 (令和元年度)	3 回 (令和7年度)
職員人事交流人数	姉妹町・友好都市との職員人事交流人数	1 人 (令和元年度)	1 人 (令和7年度)

第3章 男女共同参画

■現況

経済の活性化や地域づくりを進めるためには、地域に住む女性の意見を聞き、地域ごとの実情を踏まえた施策が必要とされ、女性の活躍促進が求められています。

本町では「附属機関等の設置及び運営に関する基準」を設け、各種附属機関、協議会および委員会等への女性登用を推進していますが、目標値には達していない状況となっています。

全国的には、依然として日常的に家庭や職場、地域社会など様々な場面で性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が今も残り、セクシャル・ハラスメントや配偶者等からの暴力（DV）など、性別に起因する差別も社会問題化しています。

■課題

本町における、附属機関等の女性登用率は近年横ばい状態であるため、女性が参加しやすい環境の整備と意識啓発が必要となっています。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・政策や方針の決定において、女性の意見が反映されることで、新しい視点や様々な立場からの提案・実施が可能となる。
結 果	・男女がともに個性と能力を発揮できるまちづくりを進める。

■主要施策

- 1 男女共同参画を推進するため啓発活動や女性の参画促進を進めます。
 - (1) 男女共同参画の意識啓発を図ります。
 - (2) 男女共同参画の達成を阻害する要因にもなっているDV防止に向けて、啓発活動を行います。
 - (3) 各種委員会および審議会等における女性の積極的な登用を図るため、企業・団体等への周知・働きかけを行います。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
附属機関等の女性登用率	町附属機関等の委員数のうち女性が占める割合	26.0% (令和元年度)	30.0% (令和7年度)

第4章 広報・広聴

■現況

広報活動として、町の出来事などを掲載する定期広報と町の行事や周知事項を掲載するお知らせ広報を毎月発行しています。あわせて、町ホームページやSNS等による情報発信を進めているほか、町のイメージ等を町外に紹介・アピールするための町勢要覧を作成しています。そのほか、町の出来事を映像資料として記録する広報ビデオを作成しています。

また、広聴活動として、町長との懇談会「ぽっかぽか心トーク」を開催しているほか、まちづくりレターを実施するなどしています。

■課題

町民の情報取得手段の多様化に適応した的確な情報発信と、町外への魅力発信のための情報発信力の強化を図る必要があります。また、町民の意見などを広報活動および町づくり全般に反映するための広聴活動の推進を図っていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民および町の情報を知ろうとする方
意 図	・必要とされる情報を、対象者に適した方法で提供する。
結 果	・生活の利便性が向上するとともに、町政に対する理解・関心の高まりが得られ、協働の推進へとつながる。 ・関係・交流人口の創出が図られるとともに、移住施策の推進へとつながる。

■主要施策

- 1 広報活動の充実を図ります。
 - (1) 定期広報、お知らせ広報の発行等により情報発信をします。
 - (2) 町政要覧の作成により町の魅力を発信します。
 - (3) ホームページの充実やSNS等による情報発信を進めます。
 - (4) 広報ビデオの作成により町の出来事を映像で記録します。
- 2 町長との懇談会やまちづくりレターなどの広聴活動の推進を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
行政情報がわかりやすく知ることができる町民の割合	まちづくりアンケート結果	69.4% (令和2年度)	74.4% (令和7年度)
広報・広聴推進施策の満足度	まちづくりアンケート結果	66.7% (令和2年度)	71.7% (令和7年度)

第5章 行財政

第1節 行政サービスの向上

■現況

近年、行政を取り巻く環境や町民意識の変化により、行政の果たすべき役割やニーズは複雑多様化してきています。そのような中、平成25年度に導入した戸籍電算化により、窓口業務の事務処理の的確性、迅速性が向上し、戸籍関連業務の効率化が図られています。また、国の戸籍副本システムとの連携により、災害に備えたデータの保全体制が構築されています。

町職員は近年の退職者数の増加により、令和2年度において経験年数10年未満の職員が占める割合が全体の約50%となっており、職員の年齢構成が若年化しています。そのような中、行政運営の質・量ともに変化し増大する事務事業の執行にあたっては、事務の見直しや行政情報システムの整備等を進め、行政組織についても見直しを図ってきました。

また、町の歳入の約5割は国からの地方交付税に依存していますが、全国的な人口減少により国税の減収が見込まれるため、現在の財政規模を維持することが困難になることが懸念されます。

役場庁舎の改築については、庁舎改築町民検討会議での議論の結果、建て替えを選択し、基本構想を決定しました。新庁舎の建設は多額の財政負担を伴うため、有利な財政措置が受けられるよう令和2年度中の実施設計を行い、令和5年度までに完成するよう進めています。

■課題

行政においては、引き続き町民の利便性と窓口サービスの向上を図る必要があります。そのためには、庁舎環境や各種事務の見直しや職員研修を行うことによる組織全体のスキルアップが必要です。また、オンライン申請などの行政事務の電子化、システム整備を検討していく必要があります。

さらに、今後見込まれる人口減少による厳しい財政状況にあっても、行政サービスの提供可能な体制の構築を図っていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・庁舎・事務の改善と職員研修に取り組む。
結 果	・町民の利便性および窓口サービス向上と将来の人口減少に対応した行政サービス体制の構築を目指す。

■主要施策

- 1 町民の利便性の向上を図ります。
 - (1) 町民にわかりやすく、利用しやすい庁舎環境を整えるため、利用者の視点に立った案内表示の設置などに取り組みます。
 - (2) オンライン申請などの行政事務の電子化、システム整備を検討します。
- 2 窓口サービスの向上を図ります。
 - (1) 職員研修の充実や人事評価制度の導入等により職員の能力向上を図ります。
 - (2) 民間との交流など、職員の意識改革に重点をおいた研修に取り組めます。
 - (3) 各種届出や証明事務の効率化を図ります。
- 3 効率的な行政運営を進めます。
 - (1) 第6次定員管理計画を策定し、計画的な職員数の管理に努めます。
 - (2) 人口減少、少子高齢化などの行政課題に対応できる組織を目指します。
- 4 役場庁舎の改築を進めます。

基本構想に基づき、本町の特徴をアピールしながら、防災拠点の役割を重視し、利用者の視点に立った行政サービスが可能で、省エネルギーや環境に配慮した、コンパクトで経済的な役場庁舎の整備を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
役場での手続き等の利便性満足度	まちづくりアンケート結果	67.0% (令和2年度)	72.0% (令和7年度)
役場での窓口対応満足度	まちづくりアンケート結果	73.6% (令和2年度)	78.6% (令和7年度)
税金が有効に使われていると思う町民の割合	まちづくりアンケート結果	40.0% (令和2年度)	45.0% (令和7年度)

第2節 健全な財政運営

1 財政

■現況

町の収入の約4割を占める普通交付税は平成28年度から減少が続きましたが、令和元年度は増加となりました。しかし、今後の人口減および社会情勢の変化により、減少傾向となることが見込まれます。

これまで、町が事業を進めるにあたっては、国や道の補助制度や、財源補てんのある有利な地方債（借金）の活用を基本としてきました。その結果、令和元年度決算では、自由にお金を使える割合を示す経常収支比率が80.7%、新規の借金ができる割合を測る実質公債費比率は10.5%で、全道平均や健全化基準と比較し、良好な値を維持しています。また、地方債残高から基金（貯金）残高を引いた実質の借金額については、平成27年度からは増加傾向にありましたが、平成30年度以降は抑制することができています。

■課題

安定的な行政運営を行っていくためには、中長期的な財政見通しである財政管理計画に沿って事務事業を進める必要があります。限られた財源の中で、行政サービスを維持し多様化するニーズに対応するため、効率的で質の高いサービスを選択していくことが重要です。

また、施設整備に必要な財源の確保だけでなく、その後の維持管理費や、地方債返済も精査する必要があります。同時にこれまで整備してきた公共施設の計画的な維持管理や長寿命化など、財政負担の軽減を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 健全財政を維持する。
結 果	・ 将来の町民に過大な財政負担を残さない財政運営を目指す。

■主要施策

1 安定的な財政運営の持続を図ります。

（1）財政管理計画の作成および毎年度計画を見直しながら事業を進めます。

（2）長期的視点に立った公共施設の老朽化対策を進め、財政負担の軽減と平準化を図ります。

（3）地方債残高を減らすことを原則としながら、財源補てん割合の高い優良地方債を活用し、町民の将来負担を軽減します。

（4）決算や財政指標の状況を広報紙などで公表します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
経常収支比率	地方財政状況調査による率	80.7% (令和元年度)	82.0%以内 (令和7年度)
実質公債比率	財政健全化法に基づく率	10.5% (令和元年度)	12.0%以内 (令和7年度)

2 町税

■現況

前期計画と比較して、個人町民税と国民健康保険税では、景気回復の遅れや人口減少等により減収となっています。固定資産税では、主に法人の事業用資産増加により増収となっていますが、引き続き安定した税収確保のために、固定資産実地調査等を進めています。

また、町税負担への不公平感の解消や納税意識の向上を図るために、個人ごとに納税相談を行い、収納率の向上を目指した取り組みを進めています。

■課題

適正課税を堅持するため、課税客体および納税義務者の正確な把握に努める必要があります。また、労働人口の減少や、総所得の伸びがみられない中で、町税の収納を確保していくため、利便性向上となる新たな収納方法を検討する必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 納税者
意 図	・ 公平公正な課税を堅持し、申告や納税方法の利便性向上を図る。
結 果	・ 税負担の公平性を確保する。

■主要施策

- 1 課税客体の把握と適正課税の堅持に努めます。
- 2 納期内完納の推進と個人町民税の特別徴収義務者の増加など収納率の向上を図ります。
- 3 親切的な納税相談を実施します。
- 4 税を身近に感じてもらうよう、正しい税知識の普及に努めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町税収納率	町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税。滞納繰越分を含む。	99.7% (令和元年度)	99.7% (令和7年度)

第6章 移住定住の推進、関係人口の創出

■現況

本町の人口は平成12年からの20年間（令和元年度末住民基本台帳人口比）で約1,600人減少しています。人口減少が続く中、地域の活性化のためにも移住定住施策への取り組みは重要性が高まっており、また都市部では田舎や北海道への移住に対する需要が全国的に高まりを見せてきています。

■課題

全国的に人口減少が進む中、移住施策に取り組む自治体も増加しているため競争が激化しており、移住希望者に対し効果的に情報提供を図る必要があります。また、町の魅力や暮らしをより理解してもらうため「移住体験お試し暮らし」を推進する必要があります。

ただし、北海道の冬季生活は積雪寒冷など嫌悪される傾向にあり移住につながらないケースが多いため、夏季の冷涼な気候や観光資源を生かした二地域居住やワーケーションの推進など様々な手法での関係人口の創出を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・移住希望者、全町民
意 図	・町の魅力を認識してもらい、田舎暮らし希望者の取り込みを図る。
結 果	・町外からの移住者を増やし、人口増加を目指す。また、移住者と地域住民の交流により新たなコミュニティ形成を目指す。

■主要施策

- 1 町内関係団体や町民と連携し、移住希望者へ魅力発信を図るとともに、移住相談の充実と移住体験の推進、移住後のサポート体制の構築について検討します。
- 2 民間企業と連携した移住・雇用の場の確保と定住につながる住宅整備の促進、町ホームページで空き地情報の提供を行います。
- 3 将来的な移住へつなげるため関係人口の創出を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
年間移住者数	直近5年間の町移住相談・体験を通じた移住者数	19人 (平成27年度～令和元年度)	23人 (令和3年度～令和7年度)

第 2 部

共に暮らす輪の中で誰もが安心して
暮らせる支え合いの社会づくり

第 1 章 社会福祉

第 1 節 子育て支援

1 母子保健

■現況

本町の合計特殊出生率の平均は、令和元年度までの直近5年間で 1.47 となっています。また、住民基本台帳による年少人口は、令和元年度末で 593 人となっており少子化が進んでいます。

■課題

少子化や核家族化が進む中、安心して子どもを産み育てる環境を整えるため、家庭や健康・育児などに不安がある妊婦に対する保健栄養指導・相談をはじめ、子どもの病気や異常の早期発見、発育や発達に合わせた保健栄養指導・育児相談と感染症予防のための予防接種の推進を図る必要があります。

また、生産年齢人口の減少により、年少人口（社人研推計）は令和 7 年に 564 人とさらなる少子化が進むことが予想されていることから、少子化対策の推進が必要です。

■施策の方針

対 象	・母子、夫婦
意 図	・出産や子育てに不安を抱かないように支援する。
結 果	・安心して子どもを産み育てられる体制を目指す。

■主要施策

1 母子保健の充実を図ります。

安心して妊娠・出産ができるよう産前産後の母子支援と母子の健診体制の充実を図ります。また、子どもの伝染病感染等予防のため予防接種事業を推進します。

2 少子化対策を推進します。

子どもを産み育てるための経済的な不安の解消を図るため、出産・子育て費用の軽減を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	乳幼児健診アンケート結果（保健福祉課調べ）	90.7% （令和元年度）	95.7% （令和 7 年度）
合計特殊出生率	直近 5 年間の合計特殊出生率の平均	1.47 （令和元年度）	1.67 （令和 7 年度）
年少人口	14 歳以下の人口 （住民基本台帳）	593 人 （令和元年度）	565 人 （令和 7 年度）

2 児童福祉

■現況

人口減少や少子高齢化の進行は、地域社会の活力の低下や将来的に社会・経済活動への深刻な影響を与える可能性があります。また、核家族化が進む中、子育てを支援する家族が近くに居ないこと等により、家庭での子育てに対する不安や負担感は大きくなっています。あわせて、女性の社会進出等に伴い、教育・保育施設の利用方法にも変化が見られる中、保育所への入所者数が増加し、幼稚園への入園者数が減少しています。

■課題

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。また、保育所利用児童の増加や気候の変化に伴う健康に配慮した保育環境の整備が求められています。教育・保育施設は、いずれも就学前の子どもを教育・保育する場であることから、就学前の子どもの育ちを同じように保障し、人として生きる力の基礎が培われることが大切であり、職員の専門性の向上や家庭・地域・学校との連携による質の向上が求められています。

■施策の方針

対 象	・子育て家庭
意 図	・子どもの健やかな成長と子育て家庭の支援、安全安心な子育て環境を整備する。
結 果	・子どもを産み育てる喜びが実感できる町にする。

■主要施策

1 子育て支援の充実を図ります。

(1) 様々な機会を通じて、親としての成長を支援しつつ、子育てにかかる悩みや不安、負担感の軽減を図ります。

(2) 子育て世帯が暮らしやすい生活環境の整備を進めるとともに、町民の協力や見守り体制づくりを進めます。

2 子どもの健やかな成長に資する保育環境の整備を進めます。

保育所利用児童の増加や気候の変化に伴う健康に対する配慮など、新たな課題にも着目し、安全安心な保育環境の整備を行います。

3 地域における子育てを支援します。

家庭や地域、学校とそれぞれの役割を担いつつ連携・協力し、地域全体で子どもの「生きる力」を育んでいきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
子育て支援事業に対する満足度	まちづくりアンケート結果（50歳未満）	44.1% (令和2年度)	49.1% (令和7年度)

3 発達支援

■現況

近年、核家族化の進行等により、子どもおよび家庭を取り巻く環境は様々な問題や課題を抱えています。これは発達に支援を要する子どもがいる家族についても同様であり、町では発達の遅れや障がいのあることが大きな不安や負担とならないよう、子ども発達支援センターを中心に様々な支援を図っています。センター以外の機関においても支援の充実が図られている一方で、サービス間の結びつきが弱まっている状況にもあります。

■課題

近年、発達支援の方法も多様化していることから、幼児期、小学生、中学生など各時期で支援をする際には、一貫した方向性のもとで行っていくことが重要であるため、幼・保、小、中、発達支援センター等関係機関が連携した支援策の構築が必要です。

また、必要な支援の質と量の確保、地域全体の受入体制の整備が求められています。

■施策の方針

対 象	・発達に支援が必要な子育て家庭
意 図	・ライフステージに応じた一貫した発達支援の充実と関係機関との連携を図る。
結 果	・全ての子どもに対する発達の保障と社会への接続を図る。

■主要施策

- 1 支援が必要な子どもへの対応などきめ細やかな取り組みを推進します。
- 2 関係機関との協力・連携の維持強化により、一貫した方向性のもとでの支援を実施します。
- 3 支援方法の多様化に対応するため、職員、保護者を対象に専門性の高い内容の講演会など研修機会を設け、職員の資質の向上、保護者への子育て支援を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
発達支援事業に対する満足度	利用者アンケート結果（児童保育課調べ）	90.5% (令和2年度)	90.5% (令和7年度)

第2節 地域福祉・その他の福祉

■現況

少子高齢化、核家族化の進行や、町民のニーズが複雑多様化する中、町内会での地域福祉活動の促進や生活圏である地域を基盤とした総合的な福祉推進体制が求められています。また、誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境を実現するためには、ボランティア

アや町内会、社会福祉協議会などと連携し、支援が必要な人を地域全体で支えていくことが必要です。

■課題

住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、町民同士が主体的になって支え合う仕組みづくりのため、地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会との連携した取り組みが必要です。その中で、ボランティアの減少対策や災害時避難行動要支援者名簿を活用した共助体制の仕組みづくり、また、除雪や買い物など日常生活の困りごとを把握し解消していくことが必要です。

■施策の方針

対 象	・町内に居住する方
意 図	・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。
結 果	・地域で支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制を目指す。

■主要施策

- 1 地域福祉の推進と地域での支え合い活動の充実を図ります。
 - (1) 町の地域福祉の中核的組織となる社会福祉協議会機能の充実、地域の相談窓口となる民生委員・児童委員の活動を促進します。
 - (2) 地域支え合い活動の推進のため、ボランティアセンター機能の充実および災害時の避難行動要支援者の共助体制の整備を図ります。
- 2 地域福祉活動拠点の充実を図ります。
小地域での地域福祉活動充実のため、活動拠点となる施設の充実を図ります。
- 3 その他の必要な福祉の充実を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
地域福祉増進施策の満足度	まちづくりアンケート結果	49.8% (令和2年度)	54.8% (令和7年度)
ボランティアセンター登録者数	町ボランティアセンターの登録者数(町社会福祉協議会調べ)	153人 (令和元年度)	200人 (令和7年度)
災害時避難行動要支援者名簿の町内会等共有割合	災害時避難行動要支援者名簿を共有している町内会の割合	6.6% (令和元年度)	80.0% (令和7年度)

第3節 障がい福祉

■現況

本町の障がい者手帳所持者数は令和元年度末で575人となっており、また、手帳の交付には至らない自立支援医療（精神通院医療）は63人となっています。障がい福祉計画策定アンケートでは「仕事をしたい」「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」「職場などの障がいに対する理解が必要」との回答があることからこれらに対する対策が必要です。

■課題

障がいが複雑多様化するなか、障がいの早期発見・早期支援のさらなる充実が求められています。また、障がいのある人が自分らしく地域で暮らすためには、社会参加や就労支援体制の充実、町民の障がいに対する理解を図ること、また、ろう者と共に暮らす地域社会の実現のために手話に関する基本条例の理念に基づく手話の普及を図っていく必要があります。

令和3年度には、新たに障がい者グループホームが開設されますが、開設後もニーズの把握が必要になってきます。

■施策の方針

対 象	・町内に居住する障害のある方、障害のある人を支援等する方
意 図	・障がい者が自分らしく、地域の中で安心して暮らすことができるよう支援する。
結 果	・障がいがあっても同年代の人と同じように生活が送れ、差別を受けずに暮らすことができる体制を目指す。

■主要施策

- 1 障がいがある人の早期支援と地域生活支援サービスの充実を図ります。
乳幼児健診等での障がいの発見体制や障がい者相談の充実、地域生活支援サービスの充実による早期支援、障がいのある人とその家族に対する支援体制の充実を図ります。
- 2 社会参加、就労支援体制を強化します。
障がいのある人の社会参加を推進するため、地域活動支援センターの機能充実を図ります。また、障がいがあっても地域で働けるよう支援体制の充実を図ります。
- 3 障がいに対する理解と共生社会の実現を目指します。
障がいがある人に対する差別解消および障がいに対する理解の促進、ならびに手話の普及促進を図ります。
- 4 障がい福祉サービスの基盤整備を進めます。
障がいがある人の支援者がいなくなった後も町内での生活を継続できるよう、障がい者グループホームの整備を促進します。

■施策の成果指標

標名	算出方法	現状値	目標値
障がい者福祉増進施策の満足度	まちづくりアンケート結果	56.8% (令和2年度)	61.8% (令和7年度)
地域活動支援センター利用者数	地域活動支援センター利用者数	14人 (令和元年度)	15人 (令和7年度)
居住系基盤整備率	障がい福祉サービスの施設入所および共同生活援助利用者のうち町内施設等の利用者の割合(保健福祉課調べ)	22.7% (令和元年度)	33.3% (令和7年度)

第4節 高齢者福祉

■現況

団塊の世代が今後高齢期を迎えるため、高齢化率(社人研推計)は令和7年に38.4%とさらなる高齢化の進行が予想されています。このため、高齢になっても生きがいを持って地域活動に参加し働き続けることができる場の確保が求められています。また、独居高齢者や支援できる家庭が近隣にいない高齢世帯の増加、後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加も見込まれていることから、高齢者福祉サービスの充実および介護予防の充実が求められています。

■課題

65歳以上の要介護認定者数は、令和7年には656人と平成25年と比較して141人の増加、そのうち重度の要介護者は218人と41人の増加が見込まれています。また、今後も認知症の高齢者が増えることが予想されることから、認知症に対する理解を深め、地域で見守る体制づくりや介護サービス事業所の維持や整備を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・高齢者
意 図	・高齢者の介護予防や困り事の解決に努め、いきいきと社会に参加、活動できるシステムの構築を図る。
結 果	・高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を目指す。

■主要施策

- 1 生きがいづくりと地域交流を推進します。

敬老事業、高齢者事業団支援、老人クラブ連合会支援、高齢サロン事業を継続して実施し、高齢者がいきいきと社会に参加できるシステムを構築します。

2 介護予防の推進・在宅生活支援体制の整備を進めます。

高齢者の在宅生活の支援、介護予防事業や認知症の知識普及啓発等に努め、高齢者の健康寿命を伸長させ、安心して生活できる社会づくりを目指します。

3 介護サービス基盤等の維持や整備を進めます。

4 介護保険財政の健全な運営を続けます

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
高齢者福祉増進施策の満足度	まちづくりアンケート結果	57.7% (令和2年度)	62.7% (令和7年度)
認知症サポーター養成者数	認知症サポーター養成講座受講者数(延べ人数)	1,390人 (令和元年度)	1,450人 (令和7年度)
要介護認定率	65歳以上の高齢者のうち要支援、要介護の認定を受けた者の割合	21.2% (令和元年度)	25.6%以下 (令和7年度)

第2章 保健・医療の充実

第1節 健康づくり

■現況

町民の主たる死因は、平成24年～平成28年の5年間の統計では1位がん、2位心疾患、3位肺炎となっています。がんの部位別死亡数は1位肺がん、2位胃がん、3位大腸がんとなっています。

町の特定健診受診率は十勝管内では下位に位置しており、内臓脂肪症候群や高血糖の方の割合が高くなっています。また、町民の食事調査の結果、野菜の摂取量不足、間食習慣のある方が増加しています。

感染症対策としては、定期予防接種のみならず、任意予防接種への費用助成も行っています。

■課題

がんや生活習慣病の早期発見・悪化防止・死亡率低下のために、検診の受診啓発や受診しやすい検診体制の整備など、各種検診の受診率向上のための対策を推進することが必要です。また、町民の食生活の現状から「減塩」、「脂肪の摂取量を減らす」、「野菜の摂取量を増やす」など、より健康的な生活習慣を身に付けてもらうことができるように健康や栄養の対策を推進していくことが必要です。

感染症や伝染病予防対策としては、より多くの町民が必要な対策をとることにより、まん延防止につながるため、個人ができる予防としての手洗いと咳エチケットなどの普及のほか、適切な時期に必要な予防接種を接種できる体制づくりが重要です。

■施策の方針

対 象	・全町民、国保加入者
意 図	・自ら健康な生活を継続する知識と生活習慣を身に付ける環境をつくり、病気の発症と重症化を予防する。
結 果	・町民が健康に暮らすことおよび国民健康保険加入者の医療費削減を目指す。

■主要施策

- 1 特定健診・各種がん検診受診率向上への取り組みの充実を図ります。
自らの健康状態を知り、生活習慣病の予防や悪化の防止に取り組めるように、「受けたくなる健診」への取り組み、健康教育、広報活動などを推進します。
- 2 健康づくり事業・食育施策を推進します。
町民が、自らの健康状態や体調悪化のリスクを知ることで、生活習慣の改善につなげることができるよう、各種健康や栄養に関する講座などの取り組みを進めます。
- 3 感染症予防への体制の整備を進めます。
感染症や伝染病の予防やまん延防止のため、予防接種や検診受診の勧奨など、個人予防の推進を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
健康と思っている町民の割合	まちづくりアンケート結果	84.3% (令和2年度)	89.3% (令和7年度)
特定健診受診率	国民健康保険加入者のうち特定健診を受診した人の割合	36.4% (令和元年度)	39.5% (令和7年度)

第2節 医療対策

■現況

町内における医療機関は、診療所2カ所、歯科医院4カ所が開設されており、全て民間が経営主体で訪問診療や送迎が実施されています。また、屈足地域には診療所が無いため、毎週火曜日の午前に新得クリニックによる巡回診療を委託しています。

入院施設はサホロクリニックに19床確保、休日・夜間診療は清水赤十字病院に委託しています。また、清水赤十字病院で透析を受けている方で通院が困難な方に対し、送迎を社会福祉協議会に委託し実施しています。

■課題

高齢化により、医療や介護の必要な町民が増加することが予想されます。特に屈足地区には身近に医療機関が無いことから、健康に支障をきたす町民が増えると考えられます。

また、安心した在宅での暮らしの継続のためには、医療や介護など命に密着するサービスが切れ目なく提供されるよう、医療事業者と介護事業者が連携することが必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民、医療機関
意 図	・町民が地域医療を受けることができるよう医療機関と連携する。
結 果	・町民が暮らし慣れた地域で、安心して健康に生活を継続することができる体制を目指す。

■主要施策

1 町民が安心して診療を受けられる医療体制の整備を進めます。

限られた地域の人材と資源を十分に活用しながら、在宅医療推進に向けた医療体制の確保、屈足地域の医療の確保、医療機関との連携、休日・夜間の救急医療体制の継続などを推進していきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町内医療体制の満足度（新得町全域）	まちづくりアンケート結果	31.0% （令和2年度）	36.0% （令和7年度）
町内医療体制の満足度（屈足地域）	まちづくりアンケート結果	20.9% （令和2年度）	25.9% （令和7年度）

第3節 医療費助成

■現況

医療費助成事業は、就学前の乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障がい者を対象に行っています。また、町独自に平成20年度からは小学生、平成24年度からは中学生、令和元年度からは高校生世代の医療費助成を行っています。

■課題

町独自の子育て支援の充実のため、単独助成事業として引き続き子育て世帯への支援を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・町内在住の就学前の乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障がい者、小中学生、高校生世代の方
意 図	・医療費の自己負担分を助成することで健康維持、福祉の増進、子育て支援を図る。
結 果	・対象者の健康維持、福祉の増進、子育て支援の充実。

■主要施策

- 1 町単独事業により医療費の自己負担分を全額助成することにより、子育て支援を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
子育て支援施策の満足度	まちづくりアンケート結果（50歳未満）	44.1% （令和2年度）	49.1% （令和7年度）

第 3 部

地域とつながり郷土が育む
心豊かな人づくり

第1章 学校教育

1 義務教育

■現況

令和2年4月1日現在の児童生徒数は、新得小学校 212 人、屈足南小学校 43 人、新得中学校 86 人、屈足中学校 20 人、富村牛小中学校 14 人となっており、本町の児童生徒数は徐々に減少しています。複式学級の設置校は、令和2年度において、屈足南小学校、富村牛小中学校、屈足中学校の3校となっています。（屈足中学校は令和4年度に複式が解消される見込み）

また、学習指導要領の全面実施を小学校は令和2年度、中学校は令和3年度に迎え、基本方針としては、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力の確実な育成を目指すこととされており、主に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。また、ICTスキルの育成やプログラミング能力を含んだ情報活用能力の育成も盛り込まれ、これまでの学校教育の蓄積を生かし、新たな指導要領に対応した取り組みの活性化が必要とされています。

■課題

児童生徒の基礎的な知識や技能の定着、学ぶ意欲の向上を図るため、授業の改善や学習環境の整備、家庭学習の習慣化などにより確かな学力の向上を図る必要があります。

施設、設備の老朽化への対応は、安全安心な教育環境の提供を心がけ、計画的に実施する必要があります。

各学校が学校の教育理念および地域性を考慮した学校教育方針に基づく学校運営を行い、また全地域住民が学校教育に参画する体制を推進するため、「地域とともにある学校づくり」を進めるとともに、特色ある学校教育の推進を図っていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 町内児童生徒
意 図	・ 学習環境の整備を図る。
結 果	・ 児童生徒の基礎的な知識や技能の確実な定着と確かな学力の向上

■主要施策

- 1 確かな学力、体力・運動能力の向上を図ります。
 - (1) 授業の改善や学習環境の整備、家庭学習の習慣化などの対策を通じて、確かな学力の向上を図ります。
 - (2) 学校の体育授業のほか、スポーツ少年団等の社会教育活動との連携により体力・運動能力の向上を図ります。
- 2 学校教育環境の充実を図ります。

学校教育を取り巻く環境の変化に応じて、施設整備や教材整備等充実した教育環境を提供します。
- 3 全町教育を取り入れた小中学校の教育活動の充実を図ります。
 - (1) 社会に開かれ、地域とともにある、特色ある学校づくり
 - (2) コミュニティスクール推進に向けた取り組み

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
学校経営に対する評価満足度	児童生徒の保護者対象のアンケート結果（学校教育課調べ）	77.0% （令和元年度）	82.0% （令和7年度）
小中学校教育振興施策の満足度	まちづくりアンケート結果（50歳未満）	37.2% （令和2年度）	42.2% （令和7年度）

2 教職員住宅

■現況

教職員住宅は新得地区18戸、屈足地区10戸、富村牛地区7戸の計35戸を管理しており、そのうち木造は11戸、ブロック造は24戸となっています。老朽化の著しい住宅は更新し住環境の改善を進めていく必要があります、入居していない住宅は状況に応じてほかの用途での活用を図っています。

■課題

教職員住宅は、児童生徒数の減少による教職員数の減少を鑑み、改修を基本に住環境の充実を図っていますが、今後確保すべき戸数を精査し、取り進めていかなければなりません。

建て替えについては維持管理コスト削減のため民間活力の活用も視野に検討していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・教職員
意 図	・教職員異動に係る住宅の有無等の不安を解消する。
結 果	・教職員の町内居住を促進する。

■主要施策

1 教職員の住環境の充実を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
教員住宅の入居割合	町内教員住宅の入居割合	69.4% （令和2年度）	80.0% （令和7年度）

3 義務教育外振興

■現況

本町では、新得高等学校の募集停止を契機に、経済的困窮世帯を対象に高校通学費等の補助を平成29年度から実施し、令和2年度から制度を拡充しています。

また、平成28年4月に開校した新得高等支援学校の令和2年度現在の生徒数は39人（定員48人）となっています。町では同校の振興策として、通学バスの運行や学校・地元企業での実習にかかる支援、学校給食の提供等の支援を実施しています。

■課題

高校教育にかかる費用は受益者負担の原則との考えが基本の下、少子化対策の一環として高校通学費等補助事業などを通じて保護者の負担軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める必要があります。

また、新得高等支援学校の生徒が安心して通学をするための支援や、特色のある学校づくりへの支援を継続的に講じる必要があります。

■施策の方針

対 象	・町内に住む高校生をもつ世帯
意 図	・高校に通う世帯の経済的負担を軽減する。
結 果	・進学先の選択肢を広げるとともに子育てに優しいまちづくりを目指す。

■主要施策

- 1 高校への修学機会の確保と保護者負担軽減を図るため高校通学費等補助を実施します。
- 2 新得高等支援学校の振興を図るため各種支援を実施します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
高等教育支援施策の満足度	まちづくりアンケート結果（50歳未満）	25.3% （令和2年度）	30.3% （令和7年度）

4 学校給食

■現況

学校給食では、児童生徒に対して良質な食材の選択とバランスのとれた給食の提供に努めています。給食センターは昭和59年の改築以来35年が経過していますが、計画的な施設の改修と備品の更新を実施しています。

■課題

子どもたちの健康保持増進を図るため、安全安心でバランスのとれた給食の提供を図る必要があります。給食センターの衛生管理基準に適合した施設を維持する必要があります。また、多様化する保護者からの食育等への要望に対応していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・町内児童、生徒
意 図	・バランスのとれた安全安心で美味しい給食の提供を図る。
結 果	・児童生徒の健康保持増進

■主要施策

- 1 バランスのとれた安全安心で美味しい給食の提供と食育の推進に努めます。
- 2 衛生管理基準に適合した施設を維持するため、計画的な施設の改修と備品を更新します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
学校給食の満足度	児童生徒アンケート結果 (学校教育課調べ)	59.0% (令和2年度)	64.0% (令和7年度)

第2章 社会教育・芸術文化・文化財

第1節 青少年成人教育・芸術文化・文化財

■現況

少年教育では、自然体験等の豊かな体験活動が子どもたちの健全育成に必要不可欠であることから、町民大学の少年対象講座を実施しています。また、交流事業として、姉妹町である宮崎県五ヶ瀬町との少年少女使節団交流事業のほか、西部十勝3町による野外活動体験研修事業を実施しています。

高齢者教育では、町民大学「寿教室」を開講し、生涯学習の推進および生きがいをづくりとして、大きな効果を上げています。

さらには、子どもから高齢者に至るまでの各時期にわたる学習ニーズに応じた「町民大学」を継続して開講しています。

芸術文化では、町民による芸術鑑賞事業が行われ、音楽・芸能等を鑑賞する機会を提供し、町民の文化活動の活性化および文化意識の向上が図られています。

町民にとって貴重な財産である文化財の保護に向けた体制を整備し、令和元年度までに町指定文化財として4件を指定しています。また、郷土資料収蔵庫「ふるさと館」を整備し、文化財の保存・活用に向けた取り組みを推進しています。

■課題

核家族化や生活スタイルの多様化が進んだことにより、子どもがテレビやインターネットなどの「間接体験」に多くの時間を割いており、実際に体で触れたりする「直接体験」が不足しています。また、町民大学では、より豊かな教養・知性を培うための学習機会の提供や、町民の学びたい意欲を応援する施策が求められます。

郷土の歴史を次の世代に受け継いでいくために、町の歴史に対する興味・関心を持ち、理解を深めてもらうことが必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・学習・交流する機会の提供と未来の社会を担う青少年に様々な体験活動の機会を創出する。 ・文化芸術の鑑賞・体験機会の充実を図る。 ・町の歴史を語る上で貴重な財産を後世へと伝承していく。
結 果	・社会性や豊かな人間性を兼ね備えた青少年の育成を目指す。 ・町民の生活の質の向上を目指す。 ・郷土の歴史に対する理解を深め、ふるさとに愛着や誇りを持つ気持ちを醸成する。

■主要施策

- 1 各世代に応じた学習機会の提供や少年の自然体験をはじめとした体験活動、他町村・友好都市との交流事業を充実します。
- 2 文化芸術にふれあう機会の創出と町民の社会教育活動への主体的な参画を促す取り組みを進めます。
- 3 郷土の歴史理解に対する啓発活動と情報の発信、町の歴史遺産の保存・伝承を行っていきます。
- 4 社会教育活動の中核となる公民館の適正管理を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
社会教育振興施策の満足度	まちづくりアンケート結果	56.4% (令和2年度)	61.4% (令和7年度)
青少年の体験活動への参加者数	社会教育課調べ	118人 (令和元年度)	150人 (令和7年度)

第2節 図書館、陶芸

1 図書館

■現況

町立図書館は、開館以来、町民生活の文化的水準の向上や知的欲求の高まりに寄与し、年間貸出冊数は8万冊を超え、人口1人あたりの貸出冊数も10冊以上を堅持しています。

また、遠方の利用者および学校等には移動図書館車を巡回させ、平等な利用機会を提供しています。平成29年度には「町子どもの読書推進計画（第2期）」を策定し、保育所、幼稚園、小中学校への団体貸出や、学校図書館電算化をはじめとした学校図書館の環境改善を図り、子どもの読書活動の推進および図書館利用の促進、年間を通した様々な催しを企画、開催しています。

■課題

図書の貸出冊数は、年々増加していますが、図書館資料の貸し出しを受けるための登録率は2割程度にとどまっているため、図書館のさらなる利用促進に向けた取り組みが必要となっています。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・町民の読書を推進し学習を豊かなものとする豊富な蔵書をそろえ、利用促進を図る。
結 果	・町民の地域教育力や豊かな町民文化を創造する。

■主要施策

- 1 図書の充実と利用促進を図ります。
 - (1) 図書館サービスの充実と図書館事業の促進を図ります。
 - (2) 学校図書館との連携を進めます。
 - (3) 子育て支援事業（ブックスタート）を推進します。
 - (4) 障がい者・高齢者へ配慮した図書の収集を推進します。
- 2 安全安心な施設、設備の計画的な改善、運営を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町民一人当たりの図書貸出冊数	貸出冊数÷人口	11.8冊 (令和元年度)	16.0冊 (令和7年度)
図書館登録者率	登録者数÷人口	21.2% (令和元年度)	23.3% (令和7年度)

2 陶芸

■現況

陶芸講座として初心者講座をはじめ全9講座を昼夜間に開設しています。また、小学校、わすれん塾、かりかち工房等への作陶指導や新社会人歓迎記念品（絵付け）、干支の置物作成、その他記念品などの注文品の作成を行っています。また、陶芸センターでの常設展示による販売も行っています。

■課題

新規の陶芸講座受講希望者は毎年数人いるものの、高齢化による継続受講者の減少もあり受講者数は伸び悩んでいます。また、陶芸センターや新得駅ステラステーションなどでPRを兼ねて作品の販売もしていますが、売上げはほぼ横ばいとなっています。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・受講者ニーズを把握し、講座内容の充実を図る。
結 果	・陶芸体験を通して生きがい対策や生涯学習につなげる。

■主要施策

- 1 講座や体験教室など陶芸講座の充実を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
陶芸講座受講者数	屈足支所調べ	56 人 (令和元年度)	65 人 (令和7年度)

第3節 スポーツ

■現況

体育連盟やスポーツ少年団においては加盟団体数の減少、また各単位団体においては会員数の減少が進んでいます。これらは、町全体の人口減少とそれに伴う児童生徒数の減少が要因となっています。

町では、活動の拠点となる各種スポーツ施設の維持改修に努めていますが、全体的に老朽化が進んでいます。また、町営温水プールやパークゴルフ場、ランニングコースなど比較的新しい施設においても20年以上が経過しているため、大きな維持補修が必要になってきています。

■課題

スポーツ団体などの会員減少は、団体活動を縮小させるとともに、多様なスポーツ活動の展開を阻害する大きな課題となっています。また、スポーツ活動の拠点となる各施設を安心して使用できるようにするため、安全性を維持し効率的な維持管理を行っていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・スポーツをしようとする人
意 図	・市民の健康で元気な体づくりを目指す。
結 果	・自主的なスポーツ活動が維持発展できる環境づくりを進める。

■主要施策

- 1 スポーツに取り組むきっかけづくりとスポーツ活動の継続を支援します。
 - (1) 年代別に多種多様なスポーツを選択でき気軽に参加できる機会を創出します。
 - (2) スポーツ教室や競技大会の場で一流の競技選手とふれあえる機会を創出します。
 - (3) スポーツ団体の活動を支援し、多くの市民が参加できるような環境づくり、指導者・リーダー、審判等の育成を推進します。
- 2 各スポーツ施設の効果的な維持管理・運営を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
スポーツ振興施策の満足度	まちづくりアンケート結果	47.8% (令和2年度)	52.8% (令和7年度)
週1日以上運動・スポーツをする市民の割合	まちづくりアンケート結果	57.6% (令和2年度)	62.6% (令和7年度)

第 4 部

町民が安心して生き生きと働ける
賑わいのある産業づくり

第 1 章 農 業

第 1 節 力強い担い手育成と経営支援

■現況

農家戸数は、令和元年現在で 112 戸であり、平成元年の 266 戸と比較し 154 戸の減少となっています。

また、60 歳以上の経営主が全体の 39%となっており、そのうち後継者がいない経営主が 55%を占め、道総研中央農業試験場の農家戸数予測では令和 7 年には、48 戸に減少すると予測されています。

このような状況の中、レディースファームスクールの修了生のうち、これまでに 34 人が町内において農業に従事しているほか、研修農場としてシントクアユミルクを設立し、一層の担い手育成・確保のための取り組みを進めています。

さらに、持続的な農業経営の体質強化に向けて、経営規模の拡大などにより生産性の向上が図られており、農地購入資金の借入に対する町独自の利子補給等の支援を行っています。

■課題

農業の担い手不足の解消を図るとともに、新規参入希望者の確保・育成・定着までの仕組みについて明確化する必要があります。

新得町農業協同組合の組合員アンケートによると、経営規模拡大の意向がある経営主が 48%となっている一方で、労働力の確保を必要としている経営主が 52%を占めるなど、労働力不足が顕著になっていることから、生産技術と作業効率の向上に加え、地域農業を支えるシステムと担い手の育成・確保の取り組みに対する支援が求められています。

また、近年の農業情勢の急激な変化に対応するため、さらなる経営基盤の強化が必要となっています。

■施策の方針

対 象	・ 認定農業者、農業従事希望者等
意 図	・ 意欲ある担い手の確保および育成を図る。 ・ 農業の技術や魅力を伝え、職業として選択し得る環境を整備する。 ・ 付加価値の高い農畜産物生産や経営改善に対する支援により、強い生産基盤を整備する。
結 果	・ 農家戸数や農業従事者の確保により、農業の持続的発展と農村コミュニティの維持を目指す。 ・ 農畜産物の高付加価値化による地域活性化を目指す。

■主要施策

- 1 関係機関と連携し、生産技術や作業効率の向上を目指した支援体制づくりを推進します。
- 2 経営基盤強化等のため、関係資金の借入に伴う利子補給を継続します。
- 3 担い手の育成・確保の取り組みを進めます。
(1) レディースファームスクールを継続して運営するとともに、修了生の町内への定着率向上に向けた取り組み等、女性の農業参入を支援します。
(2) 新規参入者や従業員確保のための取り組みについて、農業担い手育成確保支援協議会を中心としたサポート体制に対して支援を行います。
- 4 6次産業化等農畜産物の高付加価値化に向けた支援を行います。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
新規就農者数	直近5年間の新規就農者数（就農者数調査）	6名 (平成27年度～令和元年度)	4名 (令和3年度～令和7年度)
農畜産物を利用した新商品の開発数	補助事業の採択状況等により算出（産業課調べ）	1件 (平成27年度～令和元年度)	2件 (令和3年度～令和7年度)

第2節 農地の流動化と利用集積

■現況

町内の農地面積（公共機関の農地は除く）は約5,300haとなっており、自己所有率は令和元年度末で約75%となっています。

農地を借りて農業経営をしている場合、農地の基盤整備が進みにくく生産性が向上しづらく、また、今後も確実に借り続けることができるとは限らないため、農業経営の持続性に不安が残るなどの支障があります。

また、経営規模拡大意向のある農業者が多くなってきていますが、利用可能な農地が不足している状況です。

■課題

農地の自己所有化を推進することで、円滑に基盤整備の実施等が進み経営基盤の強化および生産性の向上による安定的な農業経営が促進されることから、自己所有率を向上させる必要があります。また、自己所有率を向上させるために、非農家の農地所有者に対して農地売買の制度を情報発信し、円滑な所有権移転を進めていく必要があります。

経営規模拡大意向のある農業者の農地不足に対応していくため、雑種地等を農地化し農地面積を増やしていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 農業者
意 図	・ 農地の自己所有率向上および経営面積の確保を図る。
結 果	・ 効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指す。

■主要施策

1 農地の自己所有率を向上します。

(1) 農業者および農地所有者に、農地移動適正化あっせん基準や農地保有合理化事業の制度を周知し、農地の流動化を促進します。

(2) 農地所有者に、農地売買の意向確認を行います。

2 新たな農地の確保を進めます。

都市計画区域外の土地の現況を把握しながら、必要と認められる土地を町で取得し、農地として活用していく仕組みを構築していきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
農地の自己所有率	農地台帳より算出（農業委員会調べ）	75.1% (令和元年度)	85.0% (令和7年度)

第3節 農業生産性の向上と基盤整備

■現況

近年、町内農家戸数の減少が進んでおり、1戸当たりの経営面積は増加する傾向にあります。酪農・肉用牛経営においては多頭飼育による経営規模拡大により販売額の増加を目指しています。

畜産においては、飼養頭数の増加に対応した自給飼料の確保を図るための適正な草地更新を進めています。また、家畜ふん尿処理対策としてバイオガスプラントは効果的であり、メタン発酵後の消化液を肥料として有効利用を進める環境調和型農業に取り組んでいます。

畑作においては、生産性向上のために輪作体系を確立する必要がありますが、本町の畑作・野菜の作付面積は小麦が増加傾向にあり、他の作物は総じて減少傾向にあります。

また、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減し、町内に豊富に存在する堆肥やバイオガス消化液の活用による耕畜連携、さらには農業廃棄物の適正処理による自然環境の保全を推進しています。

最近の傾向としては、短時間雨量の増加による農地の湛水被害等が発生しており、安定した経営のために排水路等の改修や適切な維持管理による防災・減災対策が望まれています。

このほか、エゾシカ等による農業被害の発生防止対策として、猟友会の協力の下、一斉駆除をはじめとする捕獲駆除の強化、進入防止柵の設置などを進め農業被害の縮小に努めています。

■課題

経営面積増加に伴う作業効率化のため、大型機械利用促進に向けた区画整理や農道整備に加え、家畜飼養頭数の増加に対応するため草地整備と営農用水確保が必要です。近年の自然災害等による被害の状況に対応した施設改修や継続した農村環境整備による防災・減災対策が必要です。

畜産の経営安定化のために、良質な自給飼料の確保のほか、乳質の向上と家畜伝染病の発生予防、まん延防止のため家畜衛生対策を引き続き講じていく必要があります。また、バイオガスプラントの新規整備では、送電網の容量不足により新たな系統接続が難しいため整備計画が中断しており、売電収入に代わるバイオガス等の有効活用策を検討する必要があります。

農業者の高齢化や労働力不足が進むにしたがって、畑作の輪作体系がさらに崩れ、連作障害等による収益性の低下が懸念されます。また、持続可能な農業の確立のため、有機質還元や農業廃棄物の適正処理などにより、引き続き自然環境の保全を図る必要があります。あわせてスマート農業の活用や作業の共同化など効率性を高める必要があります。

本町は古くから「そばのまち」として知られ、風味が良く町内外から高い評価を得てきました。近年は320ha程度で推移し一時期より増加傾向にありますが、「そばのまち新得」としてPRしていくためにも一定のそば作付面積を確保していく必要があります。

外来種であるアライグマが年々増加し、農業被害が増加しています。捕獲の強化と駆除を担うハンターには高齢化が進んでいるため、若手のハンターの育成が求められています。

■施策の方針

対 象	・ 認定農業者等
意 図	・ 効率的な生産技術の確立と農畜産物の生産性向上を推進する。 ・ 環境に配慮した農業を推進する。 ・ 有害鳥獣による農畜産物被害を防止する。
結 果	・ 農業経営の安定化と地域農業の持続的発展を目指す。

■主要施策

- 1 基盤整備により農業生産性を向上し、安定した農業経営を促進します。
 - (1) 生産性・作業効率の向上を図るため、畑地や草地の整備をはじめ、道路・営農用水等の生産基盤の整備を進めます。
 - (2) 安定した農業経営を促進するため、農村環境整備を継続して実施します。
- 2 関係機関と連携し、酪農・肉用牛経営の安定化を図ります。
 - (1) 良質な自給飼料の安定確保対策を推進します。
 - (2) 乳量・乳質の向上と家畜衛生対策の充実を図ります。
 - (3) 家畜ふん尿処理対策を推進します。
- 3 農畜産物の安定した作付けと特色ある農業を推進します。
 - (1) 輪作体系の確立と自然環境の保全に資する農業を推進します。
 - (2) スマート農業の活用や畑作農作業受託体制の整備(コントラクター)などにより、生産の安定化および高収益化を目指します。

(3) 当町の特産品である「そば」について、生産量確保のための体制づくりを行います。

(4) 有害鳥獣対策の強化による農業被害の防止を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
1戸当り粗生産額	畑作 1 戸当たり平均粗生産額（町農協調べ）	25.3 百万円 (令和元年度)	26.4 百万円 (令和7年度)
粗飼料生産量	牧草・デントコーンの生産量（町農協調べ）	牧 草 66千t デントコーン 63千t (令和元年度)	牧 草 90千t デントコーン 91千t (令和7年度)
生乳生産量	生乳出荷実績により算出（町農協調べ）	49,754 t (令和元年度)	50,000 t (令和7年度)
そば作付面積	農業経営基本状況調査	352ha (令和元年度)	350ha (令和7年度)
農業被害額	町鳥獣被害防止計画実施状況報告	1,057 万円 (令和元年度)	800 万円以下 (令和7年度)

第2章 林 業

■現況

本町の町有林を含む森林面積は 9,938ha で、そのうちカラマツ・トドマツを主体とした人工林は 5,600ha で人工林率 56%となっており、全道平均 27%を大きく上回っています。しかし、森林所有者の高齢化や林業従事者不足などを背景に、森林施業意欲が減退し、民有林における造林は、直近 10 年間では平成 20 年の 95ha をピークに減少傾向となっており、伐採後に再造林が行われない造林未済地が多くなっています。

町では、森林整備計画に沿った町有林の適切な施業を行うとともに、森林資源の有効活用（間伐材搬出）のため、路網の整備と森林の多面的機能に配慮し、平成 22 年から未立木民地の公有林化を進めています。

また、森林の多目的活用や理解促進につながる事業を推進しています。

■課題

私有林は個人の財産ですが、自然環境や景観、地球温暖化防止など公益的機能を有しており、その機能を将来にわたって維持するためには森林所有者の造林に対する理解促進を図る必要があります。

そのような中、森林所有者や林業従事者の高齢化により、森林施業が減少し将来的に森林循環が進まなくなることが懸念されます。

■施策の方針

対 象	・森林所有者、林業事業体
意 図	・森林資源の循環サイクル整備と造林面積の増加を図る。 ・関係機関と連携し、林業担い手の育成を図る。
結 果	・将来にわたり森林資源が循環し、持続可能な森林経営を目指す。

■主要施策

- 1 将来にわたり持続可能な森林資源の循環が進むよう、私有林の造林から皆伐までの整備事業支援と町有林の適正管理および路網整備を進めます。
- 2 林業振興に必要な資金貸付を行い、林業の促進を図ります。
- 3 林業の担い手育成のため、関係機関と連携し就労支援および研修体制の整備を進めます。
- 4 森林の多目的活用の理解を深めるため、町民が自然とふれあう活動を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
民有林伐採後の再造林面積	直近 5 年間の民有林再造林面積、未来につなぐ森づくり推進事業面積の合計	247ha (平成 27 年度～令和元年度)	365ha (令和 3 年度～令和 7 年度)
町有林間伐面積	町有林施業調べ	77ha (令和元年度)	90ha (令和 7 年度)

第 3 章 商工業

■現況

本町の事業所数は、経済センサスでは平成 18 年には 399 事業所でしたが、平成 28 年には 337 事業所に減少しています。自家用自動車の普及による生活圏の拡大により、高級品・耐久消費財のみならず、日用品・食料品までも購買力が町外流出の傾向にあり、商店数も減少し、中心市街地には空き店舗が目立っています。

工業は、経済状況の変化に大きく影響を受け長期にわたり低迷が続いており、事業所数も平成 28 年には 10 事業所が操業するのみとなり、新規の企業誘致も厳しい状況にあります。

また、景気は緩やかに回復している中、町内の事業所の従業者数は平成 18 年には 3,132 人から平成 28 年には 2,623 人と大幅に減少しており、労働力が不足する事業所が増えてきています。

■課題

地域活性化のため、地域の特性を生かした商店街と商工業の振興や活力ある地域経済を推進する取り組みが必要です。また、農業と商工業など地域産業間の様々な結びつきを強めながら、新規産業の創出を図る必要があります。しかし、少子高齢化に伴う労働力不足は本町でも深刻化しており、産業振興のため対策が必要な状況となっています。

経済の先行きが不透明な中、引き続き安定的な雇用の確保に向けた対策を図るとともに、中心市街地の活性化につながる取り組みを進める必要があります。

■施策の方針

対 象	・事業者、労働者
意 図	・地元産品の振興および関係団体と連携し産業振興を図る。 ・商工業の活性化により本町経済発展と雇用機会を増やす。
結 果	・持続可能な商工業と地域活性化を目指します。

■主要施策

1 商店街の活性化を図ります。

(1) 町外への購買力の流出抑制のため関係機関と連携して、魅力ある商店街づくりを進めます。

(2) 中心市街地の賑わいを呼び戻すため、駅前周辺再整備を進めます。

2 産業振興対策を推進します。

(1) 地元産品の高付加価値化に向け、商工業者・農業者等の連携促進と地元産品を生産する町内企業の育成を促進します。

(2) 融資制度や各種補助を活用した商工業の経営安定および振興、新規開業などを促進します。

(3) 労働力の確保を図り、安定的な産業発展を目指します。

(4) 国民宿舎東大雪荘の安定的な運営を図ります。

3 雇用対策を推進します。

労働者の生活の安定と労働環境や雇用条件、福利厚生の実現を目指します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
事業所数	個人町民税営業所得納税義務者数と法人町民税均等割納税義務者数の合計 (町事業概要)	267 件 (令和元年度)	272 件 (令和7年度)

第4章 観 光

■現況

本町は、トムラウシ山をはじめとする雄大な自然やトムラウシ温泉をはじめとする温泉地のほか、乗馬やラフティング、スキーといったアウトドアなど豊富な観光資源を有しており、年間約80万人の観光客が訪れています。

しかしながら、観光入込客数は年々減少傾向にあるとともに、年間観光客のうち、スキー客を中心とした冬期観光客が多くを占めているなど、通年で安定的な観光客誘致には至っていません。また、訪れる観光客の多くが通過型の観光客となっています。

そのような中、全国的には外国人観光客（インバウンド）が増加してきており、観光ニーズが多様化しています。

■課題

観光入込客数増加に向け、町観光協会と連携を図りながら観光イベントの充実による町の魅力発信の取り組みや、本町にある豊富な観光資源を効果的に活用した魅力ある観光地づくりを進めるなど、通過型観光の解消や道外観光客のさらなる誘致に向けた取り組みを進める必要があります。

また、観光客への情報発信の拠点や気軽に立ち寄れる施設の整備を進める必要があります。

■施策の方針

対 象	・観光関係事業者
意 図	・観光客誘致事業の実施による観光客の増加を図る。
結 果	・多くの観光客が訪れる活気ある町を目指す。

■主要施策

1 観光入込客数の増加に向けた取り組みを進めます。

（1）観光入込客数増加に向けた各種施策を観光協会と連携し実施します。

（2）「しんとく新そば祭り」をはじめとしたイベントの充実を図り、町の魅力を発信します。

（3）通過型観光の解消に向け、滞在型観光の取り組みを促進します。

（4）道外観光客のさらなる誘致に向けた取り組みを推進します。

（5）観光情報の発信や休憩など気軽に立ち寄れる道の駅の整備を検討します。

2 観光資源の効果的活用を図ります。

持続可能な園地運営を目指し、町民との協働による狩勝高原園地の再整備を試験的に実施します。

3 観光施設の適切な維持管理を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
観光客入込客数	観光入込客数調査	632 千人 (令和元年度)	1,000 千人 (令和7年度)
宿泊客延数	観光入込客数調査	135 千人 (令和元年度)	174 千人 (令和7年度)

第 5 部

豊かな自然と快適な生活を送れる
安らぎのある地域づくり

第1章 効率的な土地利用の推進

第1節 町有地利用の推進

■現況

町による分譲地では、現在、4団地において販売しています。しらかば台団地においては、平成30年度に2区画を販売しましたが、他の分譲地においては販売実績のない状況が長く続いている状況となっています。販売促進のために、しらかば台団地では分譲価格の引き下げを行い、その他の分譲地では各種助成制度の導入を行いましたが、販売には至っていません。

また、施設の老朽化や廃止により新たに発生した未利用町有地についても維持管理を行っていますが、土地が点在しており、また人口減少が進む中今後の利用が見込めない状況となっています。

■課題

人口の減少に伴い、全町的に空き地が増加する中、遊休町有地の有効利用については、基準を定めて売却、町管理又は町内会管理等による利用に向けた利活用に関する基本的な計画を策定し進めていくことが必要です。

■施策の方針

対 象	・土地の利用を希望する者
意 図	・宅地の分譲と遊休町有地の有効利用について検討を進める。
結 果	・人口減少対策と定住促進および地域活性化を図る。

■主要施策

1 宅地分譲地の販売促進を図ります。

分譲条件の計画的な見直しおよび一部の分譲宅地における補助金の活用による販売促進を図ります。

2 遊休町有地の利活用を進めます。

(1) 町有地の利用区分により、維持管理、販売等の利活用に向けて計画を作成し進めます。

(2) 遊休町有地の適切な維持管理を行います。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
既存分譲地の残区画数	栄町（第2次）、しらかば台、旧保健所跡地、新緑（第2次）の残区画数	14 区画 (令和元年度)	6 区画以下 (令和7年度)

第2節 都市計画・用途地域

■現況

本町の都市計画区域は 727ha で、その内、293.3ha が建築基準法に基づき建物の用途が制限される「用途地域」として定められています。都市計画整備を進めていくための都市計画マスタープランは、平成 25 年度に策定し、都市づくりの目標や主要プランの推進プログラムを設定しています。

■課題

少子高齢化や町外への流出により人口が減少し、空き家、空き地の点在が目立つようになっています。また、市街地中心部の空き地に住宅が建築されつつありますが、比較的、土地を求めやすい市街地の外縁部にも住宅を建築するケースもあり、市街地中心部の空洞化を抑制していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・計画的な市街地形成を図る。
結 果	・コンパクトで賑わいのある市街地の形成を目指す。

■主要施策

- 1 都市計画マスタープランに基づいた市街地形成を推進しつつ、必要に応じた見直しを検討していきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町の街並みが良いと思う町民の割合	まちづくりアンケート結果	26.8% (令和元年度)	31.8% (令和7年度)

第2章 道路網の整備・河川対策

第1節 道路・河川

■現況

町内の道路網は概ね整備されており、近年においては整備済みの道路、橋りょうの経年劣化による損傷が見受けられることから、改修の要望が多くなっています。また、街路計画路線については、昭和 50 年の計画決定から未着手の路線があります。

河川は、市街地区間は概ね1級河川として管理されていますが、郊外の普通河川においては原始河川が多く、維持管理が行き届いていない状況となっています。また、市街地の準用河川は改修済みですが、護岸の老朽化が著しい状況となっています。

また、道東道への追加スマートインターチェンジ整備（仮称新得追加 SIC）については、実現に向けて国の準備段階調査箇所を選定されるよう関係機関と継続的に協議を進めています。

■課題

町道の車道改修事業は、歩道の改修にあわせて舗装補修、街路灯交換を行うこととして進めています。市街地における改修の必要な路線は今後も増加することが見込まれます。日頃からの道路および河川清掃には町民の協力が必要ですが、地域や町内会で協力者が減少の傾向にあるため、一部では実施されない地域も見受けられます。

国、道へは、交通安全対策や道道昇格による整備促進に加え、自然災害による町民の生命を守るために、早期の道路交通網整備、河川整備が必要であり、要望活動を今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

さらには、追加 SIC の整備実現に向け、引き続き関係機関との協議を進め課題を解決していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・道路・河川利用者
意 図	・適切な道路・河川管理を実施する。
結 果	・交通安全利便性、治水安全性の確保を図る。

■主要施策

- 適切な道路管理を実施します。
 - 安全安心な通行のため街路灯の維持管理を図ります。
 - 冬道の安全安心な交通の確保のために除雪体制を充実し、除雪や排雪の効率化に向けた除雪機械の更新を進めます。
- 安全、安心な交通確保に向けた対策を実施します。
 - 老朽化した車道、歩道、道路付属施設の改修、補修、更新工事を実施します。
 - 道路および施設等の長寿命化対策を実施します。
- 適切な河川の維持管理を進めます。
- 関係機関へ主要道路網や河川の整備促進を要望します。
- 高速道路追加 SIC の整備実現に向けた取り組みを継続して進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町道改良率・舗装率	町道認定路線における改良、舗装延長の割合	改良率57.3% 舗装率49.6% (令和元年度)	改良率57.8% 舗装率50.3% (令和7年度)
橋りょう長寿命化実施率	長寿命化計画（平成25年度）に基づく補修工事進捗率	30% (令和元年度)	100% (令和7年度)

第2節 交通機関

■現況

高齢化に対応した地域交通の確保のため運行しているコミュニティバス「そばくる」は、年間乗車人員約 9,000 人で推移しており、またあわせて町内路線の運賃助成を行うことにより、コミュニティバスと路線バスの相互利用が進んでいます。

また、ＪＲ北海道が維持することが困難な路線としてバス等への転換を表明している根室本線（富良野―新得間）は、平成 28 年台風災害により被災した一部不通区間の復旧工事が依然として行われず、代行バスでの運行となっています。

■課題

コミュニティバスについては、利用促進を図るとともに、より利便性の高い公共交通として随時見直しを図っていく必要があります。

また、路線バスは人口減少により、学生など利用者が減少傾向にあることから運行赤字の増大とともに、国庫補助路線としての維持が困難となることが懸念されるため、沿線自治体と連携し路線維持を図る必要があります。

また、北海道の広域交通の中核を担う根室本線不通区間の早期復旧と維持存続に向け、沿線自治体や北海道と連携した取り組みを進める必要があります。

■施策の方針

対 象	・交通弱者、観光客
意 図	・町民・観光客の移動手段を確保する。
結 果	・町民が生涯にわたって、交通に不便を感じない地域を目指す。

■主要施策

- 生活交通路線の維持確保を図ります。
 - 生活バス路線の維持対策と利用者増に向けた取り組みを進めます。
 - コミュニティバス運行の利用促進を図り、町民の生活の足を確保します。
- ＪＲ根室本線（新得―富良野間）路線存続要望に取り組めます。

路線維持のため沿線自治体と存続に向けた取り組みを実施します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
移動（交通）に不便を感じている町民の割合	まちづくりアンケート結果	29.0% （令和 2 年度）	24.0%以下 （令和 7 年度）
コミュニティバス年間乗車人数	4 月～ 3 月（早朝便含めず）	8,571 人 （令和元年度）	8,990 人 （令和 7 年度）

第3章 上下水道の整備

■現況

水道事業においては、令和2年度より水道事業と簡易水道事業を統合しました。また、新得浄水場は老朽化に伴い約50年ぶりの全面更新を行い令和2年4月から稼働し、配水池の更新も計画しています。屈足郊外・北新得地区では近年の使用量増加による水量不足解消のため、道営事業での整備を進めています。また、上佐幌地区では酪農業の飼育頭数増加により、繁忙期の使用水量はほぼ上限に達し、今後の経営拡大による水需要には対応できない状況です。

下水道事業においては、終末処理場の老朽化が顕著になってきており修繕費も増加しています。令和元年度からは、ストックマネジメント計画（施設維持最適化計画）の策定に着手し、今後における点検調査、修繕改築計画の策定を進めています。

■課題

水道・下水道事業は高度成長期等に建設した施設や管路の老朽化が進む中、近年更新需要が増大し、また多発する異常気象や地震などへの対策が求められています。そのような中、人口減少による料金収入の減少、更新工事への補助金などの削減等により事業に必要な財源の確保が課題となっています。

安全で安心なライフラインを維持するには、老朽施設の更新や既存設備の修繕を進めるとともに、上下水道事業の健全経営に取り組む必要があり、使用料金においても定期的な見直しが必要となっています。

■施策の方針

対 象	・水道・下水道利用者
意 図	・施設の適正な維持管理と安定した事業経営を進める。
結 果	・安全安心なライフラインの確保を図る。

■主要施策

- 1 水道水の安定供給を維持します。
 - （1）施設の修繕等により、安定供給できる安全な施設を構築、維持します。
 - （2）漏水・不明水の早期発見と修理により、安定供給と有収率の向上に努めます。
- 2 下水道処理機能を適正に維持します。

ストックマネジメント計画により、計画的かつ効率的に管理します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
浄水場・終末処理場の耐震化率	整備施設数÷総施設数	20.0% (令和元年度)	30.0% (令和7年度)
水道有収率	有収水量÷総配水量	84.5% (令和元年度)	85.0% (令和7年度)

第4章 快適な住環境等の整備

第1節 住宅

1 町営住宅

■現況

町営住宅等の管理戸数は247棟661戸で、令和2年3月31日現在487戸（73.6%）が耐用年限の1/2を経過し、このうち264戸（39.9%）が耐用年限を全経過しており、老朽化した町営住宅が増加しています。また、住戸面積40㎡以上・高齢化対応のバリアフリー性・住戸内設備の3カ所給湯設置を満たさない設備水準の低い住戸が183戸あり、良質で利便性の高い住宅が不足しています。

団地数は、新得地区に11団地・屈足地区に9団地・郊外に2団地で計22団地あります。

■課題

既存ストックの有効活用に向けた改善・建て替え・団地集約化を検討し、公営住宅整備基準に準じた良質で利便性が高い公営住宅の供給が必要です。

また、維持管理費の削減や利便性のあるまちなかへの居住を推進するため、団地集約化と管理戸数の見直しを進める必要があります。

■施策の方針

対 象	・住宅困窮者、低所得者
意 図	・安定的な住宅の確保を進める。
結 果	・良質で利便性の高い住宅を確保する。

■主要施策

- 1 老朽化公営住宅の建て替えをします。
 - （1）耐用年限を経過し利便性の低い公営住宅の建て替えを行います。
 - （2）耐用年限を経過した建替団地の老朽化公営住宅解体を進めます。
- 2 既存ストック公営住宅の長寿命化を図る維持補修。

良質な利便性を維持するための維持補修を行います。
- 3 町営住宅の団地集約化を進めます。

郊外の用途廃止住宅団地をまちなかに集約し適正な管理戸数を目指します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町営住宅管理戸数	推計人口と国勢調査の借家比率より算出	661 戸 (令和元年度)	545 戸 (令和7年度)
低水準設備住戸数	面積 40 m ² 以上・高齢化対応のバリアフリー性・住戸内設備の3カ所給湯設置を満たさない住戸	183 戸 (令和元年度)	143 戸以下 (令和7年度)

2 空き家対策

■現況

空き家問題は全国的な課題となっており、平成 26 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、市町村が空き家対策に取り組むための法整備が行われました。町では、平成 28 年 4 月に「空家等対策計画」を策定し、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施しています。

景観の維持や防犯対策を図るため、平成 12 年度から廃屋解体撤去事業補助制度により、令和元年度までの 20 年間で延べ 285 件、585 棟の廃屋の撤去を促進してきました。また、空き家を有効活用し景観・環境の維持と住居の確保を目的とした空き家活用促進制度を平成 24 年度に創設し、住環境の向上と定住化も推進しています。

しかし、令和 2 年度に実施した空き家調査では、新得市街地 75 戸、屈足市街地 49 戸、農村地区 45 戸、合計 169 戸の空き家が確認されており、平成 30 年度調査の 123 戸から増加してきています。

■課題

少子高齢化や人口減少の進行に伴い、さらなる空き家の増加が予想され、その中でも適正に管理されていない空き家が及ぼす生活環境や防災・防犯への悪影響が懸念されます。このため、危険家屋（廃屋）になる前に、所有者の責任において適正に管理してもらえるような対策に取り組む必要があります。

また、所有者が特定できないケースや相続人がいないケースなど、責任の所在が明確にならない家屋についての対応を確立していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・町内に空き家、廃屋を所有する者
意 図	・空き家（廃屋）の放置を未然に防ぐ。
結 果	・景観、衛生、防犯の面から、地域住民が安心して生活できる地域づくりを進める。

■主要施策

- 1 空き家等の調査を実施し、所有者等による適切な管理を促進するとともに、特定空き家等への対応を実施します。
- 2 空き家の有効活用を図るため、空き家改修への助成と町ホームページで空き家情報の提供を行います。
- 3 生活環境改善推進のため、廃屋解体撤去事業補助を継続します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
空き家数	町空き家調査結果	169 戸 (令和 2 年度)	154 戸 (令和 7 年度)

第 2 節 情報通信

■現況

町内の情報通信環境については、テレビ・ラジオ放送の難視聴対策として新得中継局維持等を行っています。またトムラウシ地域の携帯電話通信確保のため伝送路の維持管理を行っています。

インターネット環境については、携帯通信技術の進歩により携帯端末等での高速通信が可能となり、農村地区でもブロードバンドの利用が可能となってきています。

■課題

情報通信環境の確保のため新得中継局等や携帯用伝送路を適切に維持管理していくことが必要です。また、5Gなど情報技術の高度化に対応できるよう情報通信網の確保を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・情報通信網をライフラインの一つとして安定的に利用できる環境を維持する。
結 果	・町民が情報通信に不自由なく暮らせる環境づくりを目指す。

■主要施策

- 1 情報通信環境の整備を進めます。
 - (1) 既存の情報通信設備の適切な維持管理に努めます。
 - (2) 条件不利地域への通信環境が確保されるよう、通信事業者や国への要請活動を実施します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
情報通信環境に不便を感じている市民の割合	まちづくりアンケート結果	18.0% (令和2年度)	13.0%以下 (令和7年度)

第3節 公園緑地

■現況

市内の公園は、都市公園、市内会広場ともにそのほとんどが開設から30年以上経過しています。この間、公園の再整備を進めながら機能の見直しを図っているほか、施設や遊具等は適期の修繕を実施し、安全対策に万全を期しています。

また、緑豊かな新得らしい景観づくりのため、道路沿いや公園等に植栽を実施しています。

■課題

未整備の都市公園があるほか、利用が減ってきている公園や市内会広場が増えてきているため、今後は公園・広場の統合や廃止を進め、効率的な公園の配置を考えていく必要があります。また、遊具の老朽化が進んでいることから、安全・安心な遊具の利用のため、点検や修繕を強化するとともに必要に応じて更新をしていくなど計画的な維持管理が必要です。

景観形成のために植栽した樹木については、引き続き適正な管理を行っていく必要があります。

拓鉄公園は施設の一部で老朽化が進んでおり、今後のあり方の検討が必要です。

■施策の方針

対 象	・全市民
意 図	・公園の適正管理と特色ある公園づくりを進める。
結 果	・まちなかでのコミュニティや憩いの場を提供する。

■主要施策

- 1 公園施設長寿命化計画に基づき、施設・遊具の計画的な修繕等の維持管理を進めます。
- 2 四季を感じることができる新得らしい景観づくりを目指し、特色のある植栽を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
公園の環境が良いと思う市民の割合	まちづくりアンケート結果	36.8% (令和2年度)	41.8% (令和7年度)

第5章 廃棄物の適正処理

第1節 じん芥処理・し尿処理

■現況

ごみの分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、リサイクルごみ、資源ごみの5区分で、リサイクルごみ、資源ごみは町リサイクルセンターで選別・圧縮・梱包処理を行っていますが、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみは、令和3年度から十勝圏複合事務組合のごみ処理施設において共同処理を行います。

ごみの排出量は、人口減少により平成27年度の2,271tから令和元年度には2,177tに減少していますが、町民1人1日あたりのごみ排出量は、平成30年度において948g／人・日で、全国平均の918g／人・日を上回っています。

し尿収集については、人口減少や下水道・合併処理浄化槽の普及等により収集量は減少しています。

■課題

じん芥処理は、ごみの減量化・リサイクルの推進などにより、環境負荷をできる限り少なくし、ごみとして排出されたものを適正処理していく体制を確保していくとともに、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設での共同処理に伴い、効率的かつ経済的な体制を確保していくことが必要です。また、大規模災害時においても、安定したごみ処理を行うことができる体制づくりが必要です。

ごみの分別について、一部のマナー違反者や、高齢者等の困難者に対して、分別の指導や援助の仕組みを検討していく必要があります。

し尿処理は収集量の減少が見込まれることから、効率的な収集運搬体制について検討し、町民サービスが低下しないようにする必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民、町内事業者
意 図	・ごみやし尿の適切な処理とごみ排出量を抑制する。
結 果	・町民が安心して暮らすことのできる衛生環境を整える。

■主要施策

- 1 ごみの排出抑制を推進します。
- 2 資源循環を推進します。
- 3 廃棄物の適正な処理を推進します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
ごみ排出量	町民課調べ	2,177t (令和元年度)	1,900t 以下 (令和7年度)
町民一人あたり資源 集団回収量	町民課調べ	13.65kg (令和元年度)	13.70kg (令和7年度)

第2節 水洗化の推進

■現況

令和元年度末の水洗化率は、下水道区域内で97.5%、区域外で70.8%となっており、全体では92.6%となっています。下水道区域外は水洗化率が低いため、合併浄化槽設置補助を中心に水洗化の普及を図っています。

また、下水道区域内の水洗化率は高いものの、依然として水洗化をしていない家庭があるため、既設トイレの水洗化改造に対する補助を実施しています。

■課題

高齢者等の水洗化整備の意欲が低い世帯への働きかけが課題となっていますが、世代交代とともに解消されることが見込まれることから、補助制度の継続と地道なPRを続けることが必要となっています。

■施策の方針

対 象	・水洗化されていない住宅に住む町民
意 図	・合併浄化槽の設置と既設トイレの水洗化を促進する。
結 果	・水洗化率の向上を進め、自然環境保全、生活環境の快適化を目指します。

■主要施策

- 1 合併浄化槽補助制度、既設トイレ水洗化改造補助制度を継続実施します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
下水道区域外の水洗化率	下水道区域外の合併浄化槽人口÷下水道区域外の人口	70.8% (令和元年度)	75.8% (令和7年度)
下水道区域内の水洗化率	下水道区域内の水洗化人口÷下水道区域内の人口	97.5% (令和元年度)	98.5% (令和7年度)

第6章 消費者対策

■現況

消費者問題は、携帯電話やインターネット・SNSの普及、高齢者世帯の増加など様々な要因の中で、複雑化・多様化しています。

町では、相談しやすい環境づくりのため、消費者相談室を開設しています。また、消費者被害を未然に防止するため、消費者講座の開催のほかパンフレットの配布による啓発活動や情報提供を行っています。

■課題

消費者が自主的な判断に基づき、適切に対処できるよう消費者教育や啓発活動を強化して、消費者を守る環境づくりを進める必要があります。

また、複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、資格を有した消費生活相談員の配置が望まれますが、人材の確保が困難な状況です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・消費者被害防止のための消費者教育と相談体制を充実する。
結 果	・安全安心な消費生活を確保する。

■主要施策

- 消費者被害を未然に防止するため、消費者教育と相談体制の充実を図ります。
 - 町民が自主的に判断し、合理的に行動できるよう、消費者教育や啓発活動、情報提供の充実を図ります。
 - 関係機関・団体が連携した消費者被害防止地域ネットワークにより、地域での見守りと情報共有を行い、被害の未然防止や早期発見につなげます。
 - 消費生活相談を担う人材の発掘と育成に努め、相談体制の充実を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
消費者保護施策に対する満足度	まちづくりアンケート結果	37.7% (令和2年度)	42.7% (令和7年度)

第7章 環境の保全と地域資源の活用推進

第1節 未利用資源活用

■現況

本町は、山間地域の特性を生かした7つのダムと6つの水力発電所が建設され、道東地域でも有数の発電量を誇る地域となっています。平成30年度には、上岩松発電所(1号)のリニューアルが決定され、「新得発電所」として令和4年度の完成に向け建設工事が進められています。また、新得の豊かな水資源の活用としてペットボトル水の製造や、近年では畜産系廃棄物を活用したバイオマス発電も稼働を始めるなど地域資源の有効活用を進めています。

■課題

畜産廃棄物を活用したバイオマス発電導入のための送電網への接続が課題となっており、国等へ継続的に政策的推進を呼びかける必要があります。

■施策の方針

対 象	・事業者、関係団体
意 図	・地域内の未利用資源を有効活用し新たな産業を創出する。
結 果	・新たな産業の創出により地域の活性化を図る。

■主要施策

1 未利用資源の有効活用を図ります。

(1) 水資源の有効活用と地域振興に取り組みます。

(2) 畜産系廃棄物を活用したバイオマス発電等の再生可能エネルギー活用促進のため送電線の増強や固定価格買取制度の維持拡充等を国へ要望していきます。

(3) 民間事業者と連携し、未利用資源の掘り起こしと活用検討を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
未利用資源活用施策 に対する満足度	まちづくりアンケート結 果	31.9% (令和2年度)	36.9% (令和7年度)

第2節 環境保全・公害対策

■現況

二酸化炭素排出量の抑制を目的とした町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、町関係施設を対象に平成28年度から令和2年度の期間で策定されており、平成30年度では、基準年である平成26年度からの削減率目標△1.87%に対して、△3.03%を達成しています。

公害発生施設については、主に臭気対策が課題となっていますが、毎年の臭気検査を施設で実施しており、結果の報告を受けている状況です。

■課題

町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）については、町関係施設のみの目標であり、今後は町内全体を含めた二酸化炭素排出量削減に対する取り組みが必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・地球温暖化対策や公害防止に向けた取り組みにより、生活環境の保全を図る。
結 果	・温暖化防止と公害の無い安全安心な生活環境を整える。

■主要施策

- 1 廃棄物の減量と資源の再利用対策等を推進し、地球温暖化防止および環境保全を推進します。
- 2 二酸化炭素排出量削減については、町全体の取り組みが有効となるため、事業所や一般家庭への情報提供等を行います。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
二酸化炭素排出量	町関係施設で使用した電 気量および燃料から算出	3,846 t-CO ₂ (令和元年度)	3,711 t-CO ₂ 以下 (令和7年度)

第8章 消防・救急の充実

■現況

町の消防団（定員：新得 60 人・屈足 45 人）の充足率は 90%を下回り、入団 5 年未満の現場経験の浅い団員も増加しています。（新得団 28.8%、屈足団 25.7%）

近年多発している自然災害に備え、消防・警察・民間企業が連携した官民合同の救助訓練を毎年行い、各機関との連携を深めています。

救命率の向上と予後を改善するため、町内各事業所、小・中・高校生等 500 人以上の町民を対象に救命講習を開催しています。

火災予防対策として、住宅用火災警報器の設置促進により、設置率は全国および北海道の設置率を上回る 83.6%となっており、着実に普及が進んでいます。

■課題

消防団員の確保と同時に、少ない現場経験を補うため、実践的な消防訓練を行い団員の資質向上を図る必要があります。また、いつ発生するかわからない自然災害に備え、官民合同訓練を今後も継続して実施する必要があります。

救命講習は継続して行うことで、知識と技術が定着するため、3 年をめぐりに再講習をしてもらう必要があります。また、早期の救急車要請が後遺症等の予後改善につながる心筋梗塞や脳卒中の初期症状の見分け方も積極的に周知していく必要があります。

住宅用火災警報器設置のさらなる設置率の向上と、設置から 10 年以上経過した機器の電池切れ等、維持管理方法の周知徹底を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・有事に備えた事前準備を積み重ねる。
結 果	・町民の生命、身体および財産を各種災害から保護し、救急の救命率向上と後遺症の軽減を図る。

■主要施策

- 1 消防団入団促進と団員の資質向上を図ります。
- 2 官民合同訓練を毎年実施し連携を深めます。
- 3 応急手当講習を開催します。
- 4 住宅用火災警報器の設置率向上を図ります。
- 5 施設整備計画に基づき消防車両等の更新を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
消防団員充足率	実人員÷定員数	82.9% (令和元年度)	90.0% (令和7年度)
住宅用火災警報器設置率	設置世帯数÷調査世帯数	83.6% (令和元年度)	87.0% (令和7年度)

第9章 防災

■現況

災害はいつでもどこでも起こりうるという認識の下、防災備蓄品として、避難者の3日間の非常食や毛布、発電機などの備蓄を進めています。町民向けには、防災セミナーを毎年開催し、様々な災害に対応できるよう取り組んでいます。また、災害時避難行動要支援者名簿の整備を進め、災害時に支援が必要な方の情報収集を進めるとともに、町社会福祉協議会による町内会支え合い事業により、共助の取り組みも進められています。

災害時の防災拠点となる役場庁舎については、防災拠点としての耐震基準を満たしていないため、令和5年度の完成に向け基本設計を行っています。

■課題

災害に備えるためには、自助・共助の役割が重要であり、地域防災計画に基づいた備蓄品の整備や避難行動要支援者の支援体制の整備等、各種災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、町民の防災意識の向上を継続的に図る必要があります。また、職員についても適切な対応がとれるよう、初動活動訓練等を継続的に行っていく必要があります。

災害発生時の避難所運営では、感染症対策も含めた運営方法検討等、新たな取り組みが必要となっています。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・地域の防災力の向上を図る。
結 果	・発災時における適切な対応と被害拡大防止を目指す。

■主要施策

- 1 地域防災力の向上を図ります。
 - (1) 地域の総合的な防災力の向上のため、自主防災組織の立ち上げおよび支援、町民の防災意識の向上と災害時に迅速に対応できる体制を整備します。
 - (2) 各種災害を想定した訓練を地域防災計画、災害マニュアルを基本として町内会、関係機関と連携して実施します。
- 2 防災用備蓄品の計画的な整備を進めます。
 - (1) 大規模災害に備え、避難所に災害対策用の非常食や生活用品などを計画的に購入し備蓄します。
 - (2) 防災拠点となる役場庁舎の改築を進めます。
- 3 防災協定の推進を図ります。

大規模災害発生時に備えた自治体間、各事業所等との協定を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
自主防災組織率	防災活動に資する活動を行っている町内会の割合 (人口ベース)	0% (令和元年度)	15.0% (令和7年度)

第 10 章 防犯対策と交通安全の推進

■現況

本町での交通事故発生件数および犯罪事件発生件数は、近年減少傾向にあります。町では交通安全対策として、各種交通安全運動での啓発活動、交通安全教室・講習会での安全教育を実施しています。防犯対策では、防犯協会、各種ボランティアによるパトロールや登下校の見守り活動などを実施し、交通・防犯とも関係機関や団体との協力により取り組みを進めています。

また、平成 10 年度に安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的として制定された、生活安全条例に基づき生活安全推進協議会を設置し、生活安全対策についての協議を行っています。

■課題

交通事故の多くは、基本的な交通ルール違反や安全不確認などの人的要因によるものであり、町民の安全意識の向上が必要です。また、高齢化の進行に伴い、高齢者に関わる交通事故や犯罪被害の増加が懸念されます。

町民一人ひとりが、自らの安全を自ら守る意識を持ち、地域が連携・協力した取り組みが必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・安全意識の啓発などにより交通事故の防止と犯罪を抑制する。
結 果	・交通事故や犯罪のない安全安心なまちを目指す。

■主要施策

- 1 交通安全意識の啓発と、幼児・児童生徒・高齢者等それぞれの対象に応じた交通安全教育に取り組みます。
- 2 危険箇所への道路標識設置や道路改修、歩道の整備を促進し、交通安全環境の整備を図ります。
- 3 関係機関・団体と連携し、防犯意識の向上、地域住民による自主的な防犯活動を促進します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
交通事故発生件数	直近5年間の町内での交通事故発生件数	25 件 (平成 27 年度～ 令和元年度)	15 件以下 (令和 3 年度～ 令和 7 年度)

